



2. 公共施設の使用料の減免基準 の見直しについて

(1) 使用料の見直し経緯

2. 公共施設の使用料の減免基準の見直しについて

～第5次行財政改革推進計画～

健全で持続可能な財政運営 ⇒ 公共施設の使用料の見直し

- ①公共施設使用料の減免 ⇒ 施設ごとの基準に差異
- ②減免負担の割合 ⇒ 同様施設間の基準に差異
- ③減免分負担は市民の税金 ⇒ 受益者負担の原則の整理



- ・ 公平性・公正性の必要性
- ・ 減免基準の明確化が必要

(2) 減免基準の見直し案

2. 公共施設の使用料の減免基準の見直しについて

減免事由	減免率	備考
①市又は教育委員会の主催による場合	10割	
②市、教育委員会が本来行うべき施策や業務を代替・補完する活動であって、市が支援すべきものを行う団体が使用する場合	10割	
③市内小・中学校又は市立保育所が教育・保育目的で利用する場合	10割	
④市又は教育委員会の共催による場合	5割	
⑤国、地方公共団体又は市内の公共的団体等が公共用若しくは公益事業(ただし、市の施策と関連するものに限る。)で使用する場合 ※公共的団体等…町内会、社会福祉団体、体育協会など	市民センター:10割 その他社会教育施設:5割 ↓ 5割へ統一	
⑥市内小・中学校以外の学校又は私立保育園・認定こども園等が教育・保育目的で利用する場合	市民センター:10割 その他社会教育施設:5割 ↓ 5割へ統一	
⑦その他施設の設置目的等を勘案した上で、公益上必要と認められる場合 ※あらかじめ想定できない場合にやむを得ず適用しようとする場合は事例ごとに庁議において可否を決定	10割 5割	例:社会教育関係団体が本来の事業のために生涯学習センターを使用する場合、浦戸諸島の地元団体が主催してブルーセンターやステイ・ステーションを利用する場合等

今後の予定

関係各課・団体へ協議を行い意見要望を反映した方針案の作成を目指します。

		補助金の適正化・合理化	使用料の減免基準の見直し
令和7年度	5～7月	・団体意見と見直し案を調整	・関係各課・団体との調整
	8月	・調整後の見直し案の意思決定 ・各常任委員協議会へ報告	
	9～11月	・各種団体へ見直し、内容周知	・関係各課・団体へ周知、関係規則の改正
	12～2月	・補助金交付要綱改正	
令和8年度	4月～	・見直し後の補助金の適用開始	・見直し後の基準適用